

令和6年12月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年12月10日 火曜日 午後3時19分から午後4時22分まで

2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール

3 出席委員 (30人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司	
	4番	石原 文義	11番	森田 博文	
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 巖	
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一	
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子	

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司
	8番	戸野 悦宏		

4 議事録署名委員の決定 (8番 中川 勝彦、9番 小谷 恵)

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第5号 地域計画(案)に対する意見聴取について

6 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

7 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

8 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

9 会議の概要

事務局 それでは早速でございますが、定例会のほうに移りたいと思います。議長、よろしくお願いします。

議長 【議長挨拶】

- ・農政部会について。
- ・「農地中間管理事業の今後の展開方向」の研修会について。
- ・全国農業委員会会長代表者集会について。

それでは、欠席届ですがありませんので、本日の会議が開催することができますので開会を宣言いたします。

続きまして、議事録署名人の決定ですけど、8番委員さん、それから9番委員さん、よろしくお願いします。

議長 それから、次に会務報告を事務局のほうからお願いします。

事務局 【会務報告】

- (11月 8日) ・定例農業委員会について。
- (11月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (11月19日) ・農業者年金加入推進研修会について。
- (11月21日) ・農業経営改善計画審査会について。
・親元就農促進支援交付金事業審査会について。
- (11月22日) ・鳥取県常設審議委員会について。
- (11月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (11月28日～29日) ・全国農業委員会会長代表者集会について。
- (11月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。

議長 はい。ありがとうございました。

何か質問等がありましたら、挙手をお願いします。

はい。無いようですので、議案の審議に入りたいと思います。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

番号24、〇〇〇、畑1筆、792㎡。売買で売買価格が1反当たり、※円

です。

本申請地は、当初、貸し借りのほうで、利用権設定のほうで申請をされる予定でしたけれども、5反要件があるということで譲受人さんが思っておられたんですけれども、そちらがないということで説明をさせていただきまして、譲受人と譲渡人のほうが協議をされまして、取得されるという形になったものになります。

取得される農地では既に植わっておりますイチジクに加えて、サツマイモを作付けをされる予定になっております。

続いて番号25、〇〇、畑1筆、114㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請地は、農地を取得されたい譲受人のほうが譲渡人と協議をされまして、今回取得されることになったものになります。

取得される農地では、野菜、ネギや大根などを作付けされるということで伺っております。

続いて番号26、〇〇、畑1筆、1,030㎡。売買で、売買価格は全体で※円です。

本申請地は、相続で取得されて農地を手放したいというふうに考えておられた譲渡人が譲受人と話をされまして、今回、譲受人のほうが取得されることになったものです。

取得される農地では、既に植わっておりますキウイのほか、栗や八朔などを作付けされる予定になっております。

続いて番号27、1ページと2ページにまたがる形になります。

〇〇、畑3筆、合計で541㎡。こちらは贈与になります。

本申請地は、相続で取得されて農地の管理ができずに、今年の農地パトロールでも3筆のうち2筆が非農地の状態に近い遊休農地ということで判定があった農地でありましたけれども、手放したいと考えておられた譲渡人が譲受人さんと協議をされまして、譲受人さんのほうで今回再生されまして、農地として使える状態になって取得されるということになったものになります。

なお、譲受人の住所地、町内ではなく〇〇市ということになっておりますけれども、実家のほうは農地のほうに近い〇〇の集落にあるというところで、そこを拠点に耕作をされるというようなことで伺っております。

取得される農地では野菜、キャベツなんかを作付けをされるということで予定をされております。

2ページをはぐっていただきまして最後、番号28、〇〇、田、1筆、1,033㎡。売買で、売買価格は全体で※円になります。

本申請は、所有者や相続人が不明となっている農地を取得されたい譲受人が、鳥取地方裁判所米子支部に申立てをされ、所有者不明土地管理人による、管理命令がなされた農地の売買という形になります。

裁判所のほうでは、その管理命令が出た後に管理人に選任されました譲渡人

から譲受人に、農地法 3 条の許可を条件に売買することの許可が出されておりまして、今回 3 条の申請が出てきたというような形になります。

取得される農地では、水稻を作付けされる予定になっております。

いずれも農地法第 3 条の許可要件であります「全部効率利用要件」「地域との調和要件」「農作業常時従事要件」を全て満たしているというふうに考えておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

午前中に現地確認をされておりますので、24、26、27につきましては、農委 9 番委員さん、よろしくお願いします。

農委 9 番委員 9 番です。

午前中に、委員 3 人と事務局で現地確認に行っていました。

24 番、1 筆ですが、奥のほうにはイチジクが植わっており、前のほうはきれいに管理されていました。

26 番、1 筆ですが、元々は木が生えたりしていたようですが、木も全部切っており、斜面の下のほうまできれいにされておりました。

27 番、3 筆ですが、ここは少し荒れており、木が生えたり葛葉が茂っていましたが、きれいに管理してありました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続きまして番号の 25、28 につきまして、推委 13 番委員さん、よろしくお願いします。

推委 13 番委員 推進委員 13 番です。

25 番の〇〇の件ですが、民家のすぐ横の小さな土地ですが、草刈りもしっかりされておりきれいな状態でした。今日現在は数本のネギが植えられておりました。

2 ページの 28 番、〇〇の件ですが、今年度までは水稻の作付けがされていたようで、稲刈り後の耕耘もしっかりされて、畦草もきれいに処理されていました。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

はい。それでは、何か質問がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

では、無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員挙手ですので、許可することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第 2 号、非農地証明願につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第 2 号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求

めます。

番号6番になります。

申請人、土地の表示や面積等は3ページに記載のとおりです。

場所につきましては、4ページに位置図を載せております。広域農道と県道が交差する〇〇〇の交差点から約200mの位置にある、申請者の自宅裏側にある農地になります。

非農地にならないかと相談を受けた際に、議案に記載のとりの経緯及び現状ということで、目的の部分についても尋ねましたけれども、「先のことは分からないけれども、現時点では特に予定は無い」というふうに話をされていました。

そこから数日後のタイミングだったんですけれども、太陽光の業者からピンポイントで申請地の農地区分の問い合わせがありました。

そのため改めて非農地にしたい理由を尋ねましたけれども、「太陽光の業者には話はしておらず、荒れている土地をたまたま見つけたのではないか」というふうに話をされていました。

事務局のほうからは、少しずつでも再生していったらどうかというふうに話もしましたが、業者からは数百万円、再生にかかるというふうな話をされたということで、再生は困難ということで、この度の非農地の手続きに進まれました。

なお、申請地について農林水産課のほうに確認したところ、農振のほうには入っていませんでしたけれども、畑かん給水栓のほうが設置されていたことから、畑地土地改良区と申請者が相談をされています。

そして、畑かん給水栓は隣接する圃場のために利用し、継続的に管理をすることを条件として、非農地にすることへの同意書のほうを取得されています。

説明については以上です。

議長 午前中に回ってますので、農委9番委員さんから報告をお願いします。

農委9番委員 9番です。午前中に現地確認に行っていました。

この土地は、ここに書いてあるとおり、植えられた庭木がかなり太くなったり雑木が生えていまして、圃場全体がほとんど木、雑木林、見た目はそんな感じでした。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、質問等があります方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

(農委7番委員、挙手)

はい、農委7番委員さん。

農委7番委員 7番です。

事由のところに、「祖父の代に梨を作っていたが、辞めてからは庭木を植えていた」花木ですかね。要は管理をせずに現在に至っているようなんですけども、い

つ花木を植えて、その状況になったのはいつ頃からかっていうのが書いてないんですけども、その辺が分かるかどうかということと、それから、ここは農振に入っていないって先ほど言われましたけども、花木であれば農振から外す必要は当時からなかったはずなので、今回図面を見ると一体的な農地で、たまたま家の屋敷のすぐ東側かな、花木を植えとるぐらいで、その辺一体的な農地なので、まずはその庭木を植えられたのはいつでということが分からないので教えていただけたら。

議長 事務局、お願いします。

事務局 はい。1つ目の御質問ですけれども、相談を受けた中で聞いていたのは、祖父にあたる方が亡くなられて50回忌になったというところは聞いております。

それから2つ目の農振関係ですけれども、農林水産課のほうに、農振の除外の経緯とか、畑かん設置時期なんかについても確認はしたところなんですけれども、そういった畑かんの設置時期とか農振編入、あるいは除外手続きの部分についてはちょっと分からないというふうな回答でした。

そのため、結果として町の畑かん担当と県の畑かん担当が現地確認を行いまして、最終的には畑かんの継続的な管理条件として、畑地の土地改良区の同意書を出すに至ったというふうに聞いております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

農委7番委員 はい、分かりました。

ただ、この方は認定農業者ではないかなと思うんですけども、当初からどんどん農地の再生事業なんかに積極的に取り組んでおられたところのぶんかなって思いますけども、そういった方ですので、このくらいだったらせっかく、あそこはそんなに傾斜が無いような場所でしたんで、良い所であります。頑張って再生されるように向かつてはどうでしょうか。

自分も一生懸命、再生事業に取り組んでおられたお家だと思しますので、そういった精神で頑張っていたいただけたらと思います。

議長 はい、ありがとうございます。

他に、このことを含めまして御意見ございませんでしょうか。

初めに「えっ」とは思ったんですけど、そういう説明で、事務局のほうも対応してるみたいなことになってますけど。

目的が太陽光という可能性もありますので、それで、委員会としても、初めにどうするかっていうことも協議していただきたいなというのもあります。

(農委13番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委13番委員 実際にね、彼すごく事業を使って、あっち構い、こっち構い、畑を再生して放棄地を直していった彼が、自分のところを投げとったわけですし、実際、結構難しいことやっておられて業者と、審議されたこともいっぱいあるんで、そういうことがこれまでいっぱいあったんで。

はっきりとソーラーするっていうことになっとうですかいね。

何かその辺が、『だけど』っちゅう話ばかりで一体何をしたいのか、きちんとしてもらわんと金がかかるとかいう話でなしに、きちんと整理してやらんと、なんかぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃ言っとうって、認めやうて話はなんか踏ん切りつかないなあということなんで。

きちんと『ソーラーしたいけ、何とかしてごさんか』っていうことなのか。その辺がね、今の改良区の畑かんの問題にしても、何か条件があるだとか、それみたいにはっきりしてほしいなというところが。

説明も中途半端で、聞いとるほうは何を聞いていいのか、どうしたらいいのが見えない。

議長 ありがとうございます。

事務局。

事務局 はい。事務局のほうとしては、何度か本人さんに確認しましたがけれども、『太陽光の業者のほうには話をしてない』というふうにおっしゃっていました。

そういう流れがあつた関係で、農振であるとか、土地改良区のほうには情報共有しながら、確実ではないんですけども確認をとりながら進めていたというところで、事務局としては、必ずソーラーにするっていうところは聞いてはおりません。

議長 ただ、業者が確認に来たけな、ソーラーの。

農委13番委員 業者が来たわけか。

議長 確認っていうか、問い合わせ。

事務局 はい。

議長 それでソーラーするのかなっていう話で、それも話もせずになっちゅうわけにもならんので、それで事務局のほうから説明はしたわけです。

それに畑地の改良区のほうが、そういう形で許可みたいなのが済んで、向こうからそういう許可申請みたいなのがきてますんで、そういう形での説明の仕方ですんで。

もう一回、事務局。

それも含めて、まだよく分からないっちゅうことみたいで。

事務局 はい。じゃあ改めますけども、相談を受けた際には議案に記載のとおりでの経緯と現状ということでございます。

目的についても、やりとりの中で何度か確認いたしましたけれども、『先のことは分からないけれども、現時点では特に予定は無い』というふうに話をされていた。

そういったところに、農林水産課の農振側であるとか、農業委員会のほうに、太陽光の業者のほうから、ピンポイントで土地の照会があつたことから、農林水産課のほうとも情報共有をしながら、各制度の該当の部分であるとか、そういったところの確認を行っていたところです。

ご本人さんにも、『少しずつでも再生をしていってはどうでしょうか』『非農

地ではなくて、費用がかかるということですけれども、少しずつ再生していつてはどうでしょうか」というふうに話をいたしましたけれども、費用がかかるということで再生が困難ということで、非農地に向かわれたということで、この度の手続きに至りましたというところです。

議長 そういう同じ説明になるわけですけど。

農委 1 3 番委員 ただ非農地にすればっていう安易な話なのか。

 振興地域の中の一番農地のへの良い所っちゃ良い所なんで。簡単に「はい」っていうのもどうかと。ただ「はい、はい」って言わないいけないのか。

 あそこは隣地が山じゃないんだだけ、切って片付けるだけの話でしょ。

 何を目的としてやるのか、除外して山にしてそこに材木を作るのか。簡単にやりすぎとるけ、何だかこっちで聞くのもえらいなっていう。質問するもんもえらいが。

議長 今、言われるとおりの話でして、さっきの弁解みたいなことになっちゃうんですけど、太陽光というのがたまたま入っちゃったもんでね。

 だから、本人さんには「何とか再生してください」という話はしてるんですけど、その先は進まないっちゃう。

 どうですか。もう話は今の話のとおりなんですけど。

 こういうことが出てくるだろうな。あくまでも、先ほど農委 7 番委員さんが言われるように、きちんと切って再生してっていうのが本来は筋なんですけども、何だかあっちのほうも、良いんじゃないかっちゃうことも相談されてますしっちゃうことを報告させてもらったんですけど、これはまた今の会の中で、どういう形で処理するかっていうのは皆さんとの御相談っちゃうことです。

 情報としては、それだけのことです。

 (農委 7 番委員、挙手)

 はい、農委 7 番委員。

農委 7 番委員 7 番です。

 庭木を植えたということなので、庭木が何十年も経てば名木ですがん。きちんと手入れして庭木を売られてから非農地にすれば再生費ぐらいは何ぼでも稼げるんじゃないですか。

 とにかく、これまでどんどん再生事業を取り組んでこられた方ですので、自分の農地ぐらい再生してください。

 非農地、庭木を植えてあって何十年も経って、ちょっと蔓が生えとったら、それを非農地という扱いにするのかですが。

 梨畑で 3 年投げてしまって蔓が生えたけ、これは木だけ非農地。植林をしてあって山林としているのであればですけども、木を植えたら当然大きくなるのは当たり前で、庭木であれば農地であって、それを販売目的で売ったりなんかだと思えますけども、それは農地として活用してますが。農地利用されてますが。

 あとは雑草を刈ればいいぐらいの話なんで、非農地なんて言わなくていいん

じゃないですか。

無断転用ではないんですよ、庭木として植えたら。杉や檜を植林すれば無断転用ですけども、庭木で植えたものはずっと庭木ですから、農地を農地として利用されてるわけで、ちょっと管理が悪いな、草が刈ってないぐらいであれば、草を刈ってくださいねってことだし、農地パトロールでもずっとオッケーで通つとるわけですから今まで。農地で見とるわけで、それはそれで良いんじゃないですか。非農地じゃないじゃないですか。

議長 他にございませんでしょうか。

農委10番委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

農委10番委員 10番です。

時間ばかりとられるんで、決を採ればいいじゃないですか。賛成か反対か。反対なら反対で伝えれば。

議長 はい。ありがとうございます。

他にございませんでしたら、採決に入らせていただきます。

原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手少数)

ということです。2人ということは承認になりませんので、承認できないということです。

承認されないということに、決定させていただきます。

農委13番委員 きちんと整理して、もう一遍きちんと。

議長 はい。おっしゃるとおりですので、処理させていただきたい。

(農委3番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委3番委員 3番です

問題なのは、その太陽光が本当なのか、理由としてここに挙げているのが、公文書ですよ、ある意味。この内容が虚偽であれば当然却下する。嘘をついたら却下するというのは、これはもう公的な論理の原点ですから、審議しようってことは公文書でしょ、これは明らかに。

会長の名前で出されとるんで、問題はそこじゃないかと思うんですよ。

今、太陽光の業者が役場のほうに問い合わせしとる。本人は、そんな気は毛頭ない。ここで食い違いがある。

本当のところはどうなのか。

ただ、農転をしちゃいけないというのは、農振に入っていないところや第1種農地で太陽光は認めませんよっていうのが大体国の流れだと思うんですよ。でなければ認めざるを得ない。

これまでも過去に何件も全然住宅地は隣接してないけれども、中山でも隣に太陽光が許可されていたから、隣だからやむなし。いうふうな理由もあった。

その中で、何でこの案件だけを却下するのかという理由はもう全然理由が

かないわけですね。

だから、その辺の論点で話をするに当たって、これが虚偽なのか、本当にこのなのか、たまたまその太陽光の業者が勝手に聞いてきたのか、その辺のところを確認した上で、再度提出してもらう。

こういう話をしてるんで、今の状況では採決はできません。いうふうな流れじゃないでしょうかね。

何を目的に、こういう嘘なのか、たまたまなのか、言っておられるのが。

ただ単純に非農地にすれば、農業委員会に関係ないけ、あいつらに頭下げんでもええわという感覚なのか。

正規に出されれば、私は良いじゃないかと思えますよ。

それでその時に、皆でドンパチをしながら、優良農地なのに、何か太陽光じゃないんですかというふうな、農委7番委員さんが言われたようなことをどんどん論議したほうが、ここで採決してしまったら、大山町農業委員会があつてないようなもんになってしまうんで。そう思います。

議長 ありがとうございます。

農委13番委員 もう一遍、きちんと話を聞いて。太陽光するけってことなら、申告してもらえええだし。

議長 はい、ありがとうございます。

そういう意味で、却下させてもらったということで報告してまた対応させていただきますので、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

もう1回申請してもらおうということですね、きちんと。ということで、却下っちゃうんですか、通らないということですのでよろしくお願いします。

いいですか、事務局。

農委3番委員 却下じゃなくて差戻しですよ。そうですよね。

議長 いや。失礼しました、はい。

そういうことです。

そういうことを向こうのほうに伝えて、いいですかね。

議長 続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に説明)

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

これにつきまして、何か御質問ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を

お願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということで、原案どおり決定いたします。

議長

続きまして議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については、議案に記載のとおりでございますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

私が入るわけですけど、この議案の議事参与の制限者がかなりありますので、番号の３３から３６、５１から５３、８０番から８３番、７３番、８９から９０、９１から９６番、１１４番から１１６番と１５番につきまして、議事参与の制限になりますので、それを除きまして協議を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

何か質問等がありましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定いたします。

それでは続きまして、農委１０番委員さん、３３番から３６番、５１番から５３番、８０番から８３番の審議をしたいと思いますので、(議事参与の制限のため、退室を) よろしくをお願いします。

(農委１０番委員、退室)

今の番号につきまして、何か質問等がございましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により承認されます。

(農委１０番委員、入室)

続きまして７３番、推委１２番委員さん(議事参与の制限のため、退室を) よろしくをお願いします。

(推委１２番委員、退室)

はい。７３番につきまして、何か質問等がありましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。挙手多数により承認することに決定いたします。

(推委12番委員、入室)

続きまして89から90番につきまして、推委11番委員さん（議事参与の制限のため、退室を）よろしくお願いします。

(推委11番委員、退室)

89番から90番につきまして、何か質問等がございましたら。

無いようですので、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございました。

挙手多数により、承認することに決定いたしました。

(推委11番委員、入室)

続きまして、91番から96番について審議したいと思います。

(農委6番委員、議事参与の制限のため、退室)

何かこのことにつきまして、質問ありませんでしょうか。

無しということですので、原案通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。挙手多数ということで、承認することに決定いたします。

(農委6番委員、入室)

続きまして、114番から116番につきまして、農委4番委員さん（議事参与の制限のため、退室を）よろしくお願いします。

(農委4番委員、退室)

番号114番から116番につきまして、何か質問等がありませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、承認することに決定いたします。

(農委4番委員、入室)

続きまして、私の分なんですけど、議事参与のために議長の交代をお願いします。

(議長交代)

(農委15番委員、退室)

議長代理

はい、失礼します。

農委15番委員が15番の審議をするために退席しておりますので、15番の審議をお願いしたいと思います。

御質問がある方。

15番の承認をされる方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により承認されました。

では、また議長を交代します。

(農委15番委員、入室)

(議長交代)

議長

再開します。

続きまして、議案第5号について審議をいたします。

議案第5号、地域計画(案)に対する意見聴取について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案第5号、大山町地域計画(案)に対する意見聴取について、大山町長から照会がありましたので意見を求めます。

ページは12ページ以降ということになります。先月、定例会後に皆さんに配布させていただいた地域計画、それぞれ大山、名和、中山地区のものでございます。各地区ごとに意見聴取が行われています。

まず、14ページから17ページまでが大山地区についてでございます。

地域計画の区域の状況といたしましては、区域内の農用地面積が1,392ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積が335haとなっています。

大山地区の農業の現状といたしましては、地域の農地1,392haのうち、24%の335haの農地が70歳以上の農業者であり、その内、59%が後継者がいない状況となっています。10年後には、さらに高齢化が進み、514haまで増加することが想定されております。

その中で、地域の担い手に対する農地の集積目標としましては、現状の33.6%の集積率に対し、将来、10年後の集積目標を48.9%となっています。

農用地の集積を達成するために必要な措置といたしまして、(1)から(5)まで、農用地の集積、集団化の取り組み、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業への取り組みなどを記載しております。

15ページ右側から17ページまで法人等を含む、57団体・個人の地域内農業を担う者一覧を掲載していますので、御確認いただければという具合に思います。

続いて、18ページから21ページが名和地区について、記載されております。

す。

地域計画の区域の状況といたしましては、区域内の農用地等面積が1,555ha、区域内におきまして、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積が58haとなっています。

名和地区の農業の現状といたしましては、地域の農地1,555haのうち、22%の345haの農地が70歳以上の農業者であり、その内、66%が後継者がいない状況となっております。10年後には、さらに高齢化が進み、548haまで増加することが想定されています。

地域の担い手に対する農用地の集積目標といたしましては、現状の24.8%の集積率に対し、将来、10年後の集積目標を28.9%という具合になっております。

農用地の集積を達成するための必要な措置としては、(1)番から(5)番まで、農用地の集積、集団化の取り組み、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業への取り組みなどを記載しております。

19ページ右側から21ページまで法人等を含む、70団体・個人の地域内農業を担う者一覧を掲載しておりますので、御確認ください。

続きまして、22ページから25ページが中山地区について、記載されています。

中山地区の区域内の農用地等面積が1,441ha、区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積が88haとなっています。

中山地区の農業の現状といたしましては、地域の農地1,441haのうち、19%の276haの農地が70歳以上の農業者であり、その内、70%が後継者がいない状況となっています。10年後には、さらに高齢化が進み、455haまで増加することが想定されております。

地域の担い手に対する農用地の集積目標としては、現状の37.5%の集積率に対し、将来、10年後の集積目標を44.8%となっています。

農用地の集積を達成するための必要な措置としては、(1)番から(5)番まで、農用地の集積、集団化の取り組み、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業への取り組みなどを記載しております。

23ページ右側から25ページまで法人等を含む、77団体・個人の地域内農業を担う者一覧を掲載しておりますので、御確認いただければという具合に思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

今、事務局からの説明がありました。

何か意見等ございましたら、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

(農委7番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委7番委員 23ページから25ページに、中山地区の農業を担う者一覧は、ここは中

山でありながら名和の方とか他の地域の方の名前も入っているんですけども。

具体的には25ページに書いてあるのは、ずっと名和の人もおられるようだし。

議長 事務局。

事務局

失礼します。先ほどの23ページから25ページについての一覧というところになりますけれども、こちらは中山、旧中山町の地区に農地を借りておられる方、持っておられる所有されてる方、借りておられる方の一覧を載せているという形になりますので、名和地区の方、在住は名和地区の方、大山地区の方っていうところももちろんおられますけれども、その中で中山の圃場を持っておられる方であったり、現状はないけれども中山のほうに進出したいということで、地域計画の話し合いの場で、シールを貼られて、中山のほうの進出意向がある方ということ載せているというような形になります。

議長 よろしいですか、農委7番さん。

農委7番委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんでしょうか。

それでは、原案どおりに承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定いたします。

議長 続きまして、その後には報告事項が載っております。

後で見ておいてください。

その他、何か意見等がありましたら。

無いようでしたら、事務局のほうからその他について説明がありますのでよろしくをお願いします。

事務局 その前に、定例会の日程。

議長

その他で、次の1月10日の定例会につきまして、午後3時から、やはり暖房の関係で、ここで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

現地の確認当番は、推委4番委員さん、農委12番委員さん、農委11番委員さんですので、よろしくお願いします。

【その他】

・農業委員会特別研修会について。

議長

それでは他に無いでしょうか。

無ければ、本日の定例会を閉会します。

ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 中川 勝彦

議事録署名委員 小谷 恵

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。